

法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出に関するお知らせ
(実 施 予 告)

令和4年1月
沖 縄 県

社会保険加入対策の更なる推進のため、令和4年2月1日以降に公告する建設工事については、契約後に法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出をお願いすることとしましたのであらかじめお知らせします。

記

1. 対象工事

沖縄県土木建築部が発注する建設工事で、令和4年2月1日以降に公告する工事を対象とする。

2. 明示する法定福利費

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場労働者に係る社会保険料の事業主負担分
- ・対象となる社会保険は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

3. 請負代金内訳書の提出

- ・契約締結後、15日以内に発注者に提出
- ・様式は任意（参考様式は別紙のとおり）

4. 施行期日

令和4年2月1日以降に公告する工事から適用します。

<留意事項>

○入札時に提出した工事費内訳書を活用することも可能ですが、法定福利費が明示されている必要があります。その場合も再度、請負代金内訳書として提出して下さい。

○提出された請負代金内訳書の法定福利費と、発注者が積算した法定福利概額を比較し、法定福利費の割合が著しく低い場合は、記載の確認を行う場合があります。

なお、発注者が積算した法定福利費概算額については、契約締結後に入札結果報告書等に添付する資料で公表します。（令和4年2月1日以降に公告したものについて実施）

○法定福利費の算出方法等、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出に関する詳細については沖縄県技術管理課のホームページに試行要領を掲載していますので、ご確認ください。

《 試 行 要 領 掲 載 ペ ー ジ 》

(<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html>)

